

教職履修希望調査票

教育職員免許法および教育職員免許法施行規則の改正により、2019年4月以降、改正後の新法が適用されます(※)。それにより2019年4月1日以降の再入学者は、新法の規定に従い、必須科目の新設および必要修得単位数の増加が行われます。

よって、再入学後、教職の履修を希望される場合は、新法の規程を十分理解した上で、教職を履修して下さい。

※2018年度までのカリキュラムの単位数では免許取得が出来なくなります。

理工学部 _____ 学科

理工学研究科 _____ 専攻

_____ 回生 氏名 _____ 印

私は、再入学後、教職課程の履修を希望します・希望しません

希望すると回答した学生は

裏面の自己申告票を合わせて提出をして下さい。

20 ____ 年 ____ 月 ____ 日

* 空欄に再入学後の所属学籍、氏名、日付を記入して下さい。

* 教職課程履修希望について該当箇所に○をして下さい。

* 在学中に変更を希望した場合、履修できない可能性があります。

* 数理科学科所属の学生は、「情報」の免許状が取得出来ません。

自己申告票

1. 希望教員免許状（本年度履修を希望する教科・校種を○してください）

教科： 数学・理科・情報・工業 / 校種： 中学校1種・高等学校1種

2. 適用カリキュラムについて(当てはまる項目にチェックを入れてください)

2019年度以降カリキュラムに再入学

2018年度以前カリキュラムに再入学

3. 過年度在学中に修得した科目に○をつけて下さい。

「教職に関する科目」について

(教)教職概論	
---------	--

「情報」(高等学校1種)

(教)情報社会と倫理	
(教)情報と職業	

「教科に関する科目」について

「理科」(中学校1種、高等学校1種)

(教)物理学実験	
(教)化学実験	
(教)生物学実験	
(教)地学実験	

「工業」(高等学校1種)

(教)工業技術概論	
(教)職業指導	

【事務室チェック欄】学籍係は教職担当につなぎ、教職担当は下記の項目を履修希望者へ説明すること

本紙を提出された場合でも、在学中に免許状取得を保障するものではない。

教職課程において新法の適用になるため、不利益が生じる可能性がある。

2023年度学修要覧(教職ページ)を学生へ渡す。「(教)教育方法論」ではなく、「(教)教育方法論(ICT活用を含む)」の取得が必要。

以下科目は、CAMPUSWEBから受講登録出来ない。受講登録は、科目ごとの登録期間内に「履修相談用紙」を理工学部事務室へ提出する必要がある。

<CAMPUSWEBで登録できない科目>

全教科・校種：(教)がつく科目

情報：情報社会と倫理、情報と職業

理科：物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験

工業：工業技術概論、職業指導

教職の新法適用に伴い、過去に修得した科目の単位認定を行う。

在学中に修得した単位であっても、新法の単位として認定されない場合がある。

新法では、免許状取得のための必要単位数や科目が異なり、受講登録の要件が異なる。

「学力に関する証明書」「取得見込証明書」は、証明書発行機で出力されない。発行には2週間程度要する。

CAMPUSWEB「履修状況確認画面」の資格カリキュラムでは、新法は表示されない。

4回生以上で行われる教免見込判定・教免判定では、判定されません。自分で免許状取得にあたり不足がないかどうか、十分確認するようにしてください。

事務室受付印	承認日	ツリー設定